

## 相続手続きのご案内



相続サポート窓口

TEL 098-862-6126

# 相続手続きのご案内

故人様には永らくのお取引をいただき誠にありがとうございました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

ご生前の取引には相続が発生し、その相続財産は、相続人様へ名義変更(相続人様の口座が無い場合は口座開設)をしていただく必要がございます。相続手続きをされる場合は、手続きに必要な書類等(別紙:お客さまご提出書類一覧)のご用意をお願い致します。なお、手続きには時間を要しますので、あらかじめご了承下さい。

今後とも、おきぎん証券をご利用のほど、宜しくお願い致します。

## 1. 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

### (1) 被相続人(亡くなられた方)名義のお取引等の取扱い

- ① 相続手続き前の売買はできません。
- ② 相続人様に名義変更を行う手続きとなります。

### (2) 残高証明書の発行が必要な場合のお取扱い

相続人・相続代理人・または相続財産管理人のお一人のご依頼により発行いたします。(※有料)

下記の書類をお持ち下さい。

依頼者	必要書類
相続人	① 被相続人が亡くなったことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ② 相続人であることが確認できる戸籍謄本 ③ 法定相続情報一覧図(上記①、②は省略できます) ④ 相続人の印鑑証明書 ⑤ 相続人の実印 (※戸籍謄本・印鑑証明書は発行後6ヶ月以内のものをご提出下さい)
相続人代理人	① 被相続人が亡くなったことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ② 相続人であることが確認できる戸籍謄本 ③ 法定相続情報一覧図(上記①、②は省略できます) ④ 相続人から代理人への委任状(取引経過開示請求について代理権が与えられているか確認して下さい) ⑤ 相続人の印鑑証明書 ⑥ 相続人代理人の印鑑証明書 ⑦ 相続人代理人の実印 (※戸籍謄本・印鑑証明書は発行後6ヶ月以内のものをご提出下さい)
相続財産管理人	① 相続財産管理人であることがわかる書類(相続財産管理人選任の審判書など) ② 相続財産管理人の印鑑証明書 ③ 相続財産管理人の実印 (※印鑑証明書は発行後6ヶ月以内のものをご提出下さい)

## 2. 相続手続きについて

相続手続きには、遺言書がある場合や、遺産分割協議書が未了あるいは、調停・裁判・審判による場合等、事例ごとに必要書類やお取扱いが異なりますので、ご不明な点等はお気軽にお尋ね下さい。また、相続人等を確認する上、他の書類が必要になることもありますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

## (1) お手続きに際して

通常、相続手続きにおきましては相続人および受遺者が正当な権利者(民法第 886 条～第 890 条、第 964 条等)であることの確認の為、種々の確認資料等の書類が必要となります。

### ○相続人の確定

まず、婚姻・子の存在・養子縁組等を調査する必要があります。

婚姻等による新戸籍の編成、法令による戸籍の改正、他市町村への戸籍等により戸籍が作り替えられたときは、前の戸籍に記載されていた事項が全部新しい戸籍には記載されません。従いまして、この場合は前戸籍にさかのぼって調査する必要があります。

### ○相続人に未成年者がいる場合

相続手続きは、法律行為であることから、未成年者には「法定代理人」が必要となります。

通常、未成年者の法定代理人は、「親権者(父母)」が原則となります。親権者がいない場合や親権者が子の財産管理の権利を有していない場合は、「後見人が法定代理人」となります。

遺産分割協議を行うにあたり、「親権者が法定代理人」として協議することになりますが、その相続に関して遺産の共同相続人である場合や、子が共同の親権に服している場合は、「親と子」、または「子と子」の利益が相反することになりますので、その子を代表することはできません。この場合、家庭裁判所で「特別代理人の選任」を行い、「家庭裁判所の審判謄本、特別代理人の印鑑証明書等」が必要となります。(利益相反行為とならない場合は、親権者による手続きも可能です)

また、「未成年者の氏名・生年月日・住所が確認できる書類」が必要となります。

ただし、未成年者が結婚している場合は、「成人」とみなし、相続人本人が手続きを行うことができます。

### ○相続人の後見が開始されている場合

家庭裁判所の審判により成年後見人が選任されている場合は、後見人が相続人に代わって相続手続きを行うこととなります。その場合、「成年後見人の印鑑証明書」と「成年後見に係る登記事項証明書」が必要となります。(家庭裁判所の審判書写しの場合は、「確定証明書」も必要となります)また、「法定相続人の氏名・生年月日・住所が確認できる書類」が必要となります。

### ○法定相続人が海外へ居住されている場合

居住地の領事官等で、サインが本人自身によりなされたことを証明する「サイン証明書」と住所を証明する書類として「在留証明書」が必要となります。

### ◎相続手続きの流れ

① お手続きのお申出	・今後の流れやご準備いただく必要書類をご説明いたします。
② 必要書類をご用意	・お申出時に当社よりお願いした書類をご準備下さい。
③ 必要書類のご提出	・ご準備していただいた書類をご提出して下さい。 ※お手続きの完了までには、相当日数を要する場合がありますので ご了承下さい。
④ 相続手続き完了	・相続手続き完了後、「 <u>手続き完了した旨の通知</u> 」および「 <u>取引残高報告書</u> 」をお送り致します。

※スムーズな相談受付のため事前に電話での来店予約をお願いいたします。